

福井県地域年金事業運営調整会議設置要綱

1. 目的

福井県における、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの強化及び年金運営の展開に関する事業（以下「地域年金展開事業」という。）の推進を主たる目的として、日本年金機構福井年金事務所に福井県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2. 所管事務

調整会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること

3. 組織

- (1) 調整会議は、(2) に示す者で構成する。
- (2) 調整会議の委員は、以下に掲げるもののうちから日本年金機構福井年金事務所長が委嘱する。
 - ① 厚生労働省近畿厚生局が推薦する者
 - ② 福井県教育委員会が推薦する者
 - ③ 福井県の市町村の代表が推薦する者
 - ④ 福井県社会保険労務士会が推薦する者
 - ⑤ 全国健康保険協会が推薦する者
 - ⑥ 福井県社会保険協会が推薦する者
 - ⑦ 福井年金委員会が推薦する者
 - ⑧ 福井県年金受給者協会が推薦する者
 - ⑨ 学識経験者
- (3) 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4. 会議

- (1) 調整会議は、委員長が招集する。

- (2) 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- (3) 3の(2)の委員は、やむを得ない理由により出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。
- (4) 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。
- (5) 調整会議は、原則として公開とする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができる。

5. 任 期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6. 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7. 事務局

調整会議の事務局は、日本年金機構福井年金事務所総務調整課とする。

8. 経 費

- (1) 調整会議にかかる経費は、日本年金機構福井年金事務所が負担する。
- (2) 調整会議出席者のうち、受領が可能との回答があった者に対しては国の支払い基準に基づき謝金を、日本年金機構旅費規程に基づき交通費をそれぞれ支給する。

9. 補 則

この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

10. 附 則

- (1) この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- (2) 調整会議の最初の会議は、4の(1)の規定にかかわらず、日本年金機構福井年金事務所長が招集する。
- (3) 平成25年度に委嘱を受ける委員の任期は、5の(1)の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。